

(別紙)

令和2年4月7日

職 員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

本日、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県を対象地域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされ、緊急事態措置を実施する期間が4月7日から5月6日までとされました。これを受け、対象地域の裁判所は、4月8日から緊急事態が解除されるまでの間、新型インフルエンザ等対応業務継続計画に基づく継続業務が行われる態勢となります。

裁判所は、国の一機関として、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取組に最大限努力することが責務であり、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に継続業務を縮小して、裁判を利用する当事者及び来庁者並びに職員の移動等をできる限り回避することが求められます。業務継続計画（B C P）に基づく各庁の方針により、継続業務を行う上で必要な職員のみが在庁して職務をし、それ以外の裁判官については在宅勤務が相当とされ、また、裁判官以外の職員については在宅勤務を命じられることになりますので、適切に行動してください。

なお、緊急事態措置の対象地域及び実施期間は、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に応じて変動する可能性があり、政府及び自治体等の動向を踏まえ、各庁において業務継続について検討されることになりますので、各庁の方針に基づいて適切に行動してください。